

## 【参考 H20.10.3提出資料】 介護従事者対策の論点と介護報酬改定等の位置付け(例)

- 介護従事者対策については、WT報告等のとおり、労働環境の改善などを含め、総合的な対策を推進していく必要があるが、介護報酬改定等については、例えば、次のような位置付けの中で、介護報酬のあり方、キャリアアップの仕組みの構築、人員配置基準のあり方などについて検討を行うことが考えられる。

### (1) 介護人材を確保するための多様な人材の参入促進

- ・ 潜在的な有資格者等の参入促進 ※
- ・ 事業者の従業者の雇い入れに対する支援 ※
- ・ 介護分野における労働力需給調整機能の強化 等 ※

### (2) 介護従事者の処遇の改善に資するための施策

- 事業者の雇用管理改善に係る取組に対する支援 ※

#### ○ 介護報酬のあり方 ★

- ・ 地域差への対応
- ・ 小規模事業所への対応
- ・ 資格・経験年数等に係る報酬上の評価
- ・ 夜間・深夜時間帯の不安への対応 等

#### ○ キャリアアップの仕組みの構築 ☆

- ・ 資格・経験年数等に係る報酬上の評価(再掲) 等

#### ○ 人員配置基準の見直し ★

- ・ 効率的な経営及び人材確保を図る観点等からの基準の見直し(サービス提供責任者等)
- 事務負担の見直し(今夏に実施。必要に応じ更に見直し)☆
- 経営モデルの研究
- 介護報酬改定の影響の検証 等 ※

### (3) 社会的な評価を高めるための取組み

- 介護の日の制定 等

★:介護給付費分科会における諮問・答申に係る事項

☆:報酬や基準改正を行う場合、介護給付費分科会における諮問・答申が必要な事項

※:平成21年度概算要求事項